

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定健康診査自己負担金還付措置の延長について

標記震災等による被災者のうち、次の要件に該当する本組合被保険者の特定健康診査に係る自己負担金（1,000円）については、還付措置を延長することとなりました。

要件：原発事故に伴う避難指示等の対象者で、本組合から医療費の一部負担金等が免除となる「国民健康保険一部負担金等免除証明書」（有効期限令和4年2月28日、令和3年7月31日）の交付を受けた方。

対象：令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に受診した特定健康診査。
ただし、「国民健康保険一部負担金等免除証明書」の有効期限が令和4年2月27日以前である被保険者については、その有効期限内での受診に限ります。

還付方法：要件に該当された被保険者が特定健康診査を受診された場合、自動的に本組合で確認することができますので、こちらから「特定健康診査自己負担金還付申請書」を直接送付いたします。
必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。内容を確認のうえ指定銀行口座あて自己負担金相当額の振込み（還付）をいたします。